

二 各級団本部職員

(イ) 職務遂行ノ立場上他ノ候補者ノ為選舉事務長又ハ選舉委員トナルハ之ヲ遠慮スルコト若シ已ムヲ得ザル場合ハ辭職シテ之ニ当ルコト

但團関係者ガ立候補シタル場合ニ限り当該道府県団長ニ於テ特ニ支障ナシト認メ承認ヲ為シタルトキハ其ノ者ノ為ニ選舉事務長又ハ選舉委員トナルコトヲ得

(ロ) 第三者トシテ演説又ハ推薦状ニ依ル選舉運動ヲナスハ可ナルモ努メテ翼賛議會確立ノ線ニ沿ハシムル様当該団長ニ於テ指導統制スルコト

三 団員

他ノ候補者ノ為選舉事務長若ハ選舉委員トナリ又ハ演説若ハ推薦状ニ依ル選舉運動ヲナスハ自由ナルモ努メテ翼賛議會確立ノ線ニ沿ハシムル様当該団長ニ於テ指導統制スルコト

〔大政翼賛〕(昭和十五—十八年)伊勢原市役所蔵)

〔注〕別紙省略。

五 昭和十七年四月八日大詔奉戴日実施方策

昭和十七年四月四日

大政翼賛会神奈川県支部長

大政翼賛会
各郡市町村支部長殿

四月八日ノ大詔奉戴日実施方策ニ関スル件

四月八日ノ大詔奉戴日ハ曩ニ決定シタル実施要項中実施項目第一項乃至第四項(詔書捧読 必勝祈願 国旗掲揚 職域奉公)ノ実行ヲ期スルト共ニ更ニ別紙方策ニ基キ実施スルコトニ決定相成候条之ガ徹底方ニ付特ニ御配慮相成度此段及通牒候也

追而本運動ノ徹底方ニ付テハ夫々ノ機関ヲ經テ御配意相成コト、存候得共特ニ隣保班又ハ部落会町内会ヲ通ジテ本運動ノ実践ニ万全ヲ期セラレ度

尚実践事項解説ノ印刷物ハ貴支部宛本部ヨリ直送シアルニ付御配意相成度

当日ノラジオ放送ニ付テハ決定次第御通知可申上モ時日ノ関係上連絡不能ノ際ハ新聞報道ニヨラレ度

〔別紙〕

四月の大詔奉戴日実施方策

四月の大詔奉戴日は既に強調し來れる「承詔必謹」の精神に徹底し以て大東亞戦争完遂の基盤たるべき食生活を愈々強化し必勝の信念を固め大御心に副ひ奉らんため左記実施方策によりその趣旨を普く

知らしめこれが具体化を図ることとする。

実施方策

一 大詔に関する講話

四月八日午前六時三十分より十五分「国民の誓」の時間に於て大詔に関する講話を放送し全国民をして「承詔必謹」の精神の徹底を期すること。

一 実践事項

(4) 翼賛選挙の貫徹

現下決戦下にも拘らず来る四月卅日を以て衆議院議員総選挙が敢て行はるゝ所以はその意義極めて深きものがある。国民はこの選挙の重要性に鑑み愛国の熱情を傾け清新強力なる翼賛議会の確立のため翼賛選挙を貫徹し以て大東亜戦争完遂に挙国邁進すべきである。

(4) 必勝食生活の実行

必勝の食生活の実行は決戦下極めて緊要である。この要請に応ふるには一面配給の円滑化のために協力するは勿論なるも他面国民は宜しく配給量の範囲に於て定量食の実行調理の工夫食べ方等の合理化により国民の栄養を高めると共に食膳感謝の習性に徹し必勝食生活を実行し以て大東亜戦争の完遂を期すべきで

ある。

(4) 実践事項解説の放送

四月八日夜(時間未定)「常会の時間」に於て本項に関する解説の放送をなすこと。

〔別紙〕

必勝食生活の実行要目

一 戦時食の調理工夫

- (1) 手許にある物出廻り豊富な品で工夫する
- (2) 残材料の再活用
- (3) 炊き増しの工夫 燃料の節約
- (4) 必勝食の励行
- (5) 新興食糧の普及
- (6) 偏食の是正

二 定量食の実行

- (1) 配給量の計画消費
 - (2) 配給量中よりの非常用米蓄積
- 三 共同炊事の実行

- (1) 隣組等に於ける主食の共同炊事
- (2) 学校工場会社等の副食物共同炊事

(3) 非常炊出しの研究

四 食事方法の改善

(1) 完全咀嚼の徹底

五 食膳感謝

(1) 家庭に於ける食前食後の感謝

(2) 食堂に於ける食前食後の感謝の習慣樹立

(「大政翼賛」(昭和十五年—十八年) 伊勢原市役所蔵)

五 天長節国民奉祝実施要綱

昭和十七年四月八日

大政翼賛会神奈川県支部長

各郡市町村支部長殿

天長節国民奉祝実施要綱ニ関スル件

来ル四月二十九日ノ天長節国民奉祝実施要綱別紙(趣旨実施方法)

ノ通決定相成候条可然御配慮相成度此段及通牒候也

〔別紙〕

天長節国民奉祝実施要綱

一 趣 旨

皇威燦トシテ全世界ヲ光被スル世紀ノ大御代コ、ニ天長節ヲ迎フ
ルニ当リ謹ンデ聖寿ノ無窮ヲ寿ギ宏大無辺ナル聖恩ヲ欽仰シ奉ル
ト共ニ皇民一億愈々尽忠報國ノ精神ヲ振起シ大東亞戦争完遂ノタ

メ邁進スルノ決意ヲ固ムル趣旨ノ下ニ奉祝ヲ行フコト

一 実施方法

(一) 当日午前八時ヲ期シ「国民奉祝ノ時間」ヲ設定シ左記要領

ニ依リ国民奉祝ノ途ヲ講ズルコト

尚「ラジオ」ハ同時刻ニ「国民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フコト

ト

(二) 各家庭ニ於テハ「国民奉祝ノ時間」ニ夫々宮城遙拝ヲ行フ

コト

(三) 市区町村ニ在リテハ市区町村民ノタメ神社学校公会堂等適

当ナル場所ニ於テ祝賀ノ方法ヲ講ズルコト

(四) 官公衙学校会社工場船舶等ニ於テハ奉拜式又ハ祝賀式ヲ行

フコト

(五) 官国幣社以下神社ニ於テ執行セラル、天長節祭ニハ成ルベ

ク多数参列スルコト

尚神社ノ祭典ハ午前九時ヲ期シテ執行セラル、様取計フコト

(六) ソノ他ノ場合ニアリテハ国民各自「国民奉祝ノ時間」ヲ銘

記シ同時刻ニハ各々在処ニ在リテ宮城遙拝ヲナスコト

附記 「国民奉祝ノ時間」ノ周知方法ニ就テ

1 「ラジオ」ハソノ禁止ナキ限リ午前八時ヲ期シ「国

民奉祝ノ時間」ノ放送ヲ行フニヨリ之ニヨルコト

2 従来行ハレタル「汽笛 サイレン 鐘等」音響合図

ニヨル周知ハ時局下禁止中ナルニヨリ国民各自ニ同時刻ヲ銘記セシムベキ方途ヲ講ズルコト

3 汽車汽船電車バス等ノ車中ソノ他集会ノ場合ニ於テ

ハ乗務員又ハ司会者ハ「国民奉祝ノ時間」ヲ知ラスベキ方法ヲトルコト

(「大政翼賛」(昭和十五—十八年)伊勢原市役所蔵)

六 大政翼賛会構成員と選挙に関する件通牒

昭和十七年四月十日

大政翼賛会神奈川県支部長

大政翼賛会
郡市町村支部長殿

翼賛会構成員ト選挙ニ関スル問題送付ノ件

本部ヨリ別紙翼賛会構成員ト選挙ニ関スル問題ニ付通牒有之候条送付候也

〔別紙〕

翼賛会構成員と選挙に関する問題

一 立候補の可否

(一) 役員の立候補

本部(総裁 副総裁 顧問 総務)

支部(道府県市町村支部長 常務委員 顧問 参与)

役員の立候補は本部たると支部たるとを問はず役員としての資格に於て立候補しても差支ない。

(二) 職員の立候補

本部(事務総長 局所長 部長 副部长 部員 書記)
支部(部長 部員 書記)

職員もその資格に於て立候補して差支ない。

(三) 推進員の立候補

推進員としての資格に於て立候補しても差支ない。

(四) 調査委員会委員本部参与中央地方協力会議長及会議員本部囑託の立候補

其の資格に於て立候補して差支ない。

二 候補者の推薦届出の可否

候補者の推薦届出は単に特定人を議員候補者として届出る行為であつて選挙運動ではないのみならず推薦届出は個人の行為に過ぎない。

従つて原則として役職員其他総べて差支ない。只道府県支部長は道府県知事を以て之に充てゝる關係上選挙の取締の責任者であ

る道府県知事たる支部長が推薦届出を為し若くは選挙運動を為すことは妥当でない。

三 大政翼賛会として公認候補選出の可否

第七十六議会に於ける近衛首相の答弁より観ても翼賛会の性格上妥当でない。

四 選挙運動の可否

翼賛運動が全国民の運動であり超党派的の運動である限り翼賛会が或る特定の候補者のために選挙運動を為すことは妥当でない。

然し乍ら翼賛会が高度の政治性を持ち且つ政治新体制の確立がその実践目標である以上議会の質的刷新を企画することは当然である。従つて翼賛会が精神運動としての翼賛選挙貫徹運動の部面を担当すると同時に実践運動としての構成員が自ら立候補して選挙運動を為すことは翼賛政治建設上望ましいことであつて決して翼賛運動と矛盾するものではない。

翼賛会の構成員の選挙運動可否の問題もその選挙運動が本部又は支部自体の運動である場合若くは尠くとも翼賛会自体の運動と見らるゝ虞ある場合に限り否定すべきであつて全面的に之を否定することは必ずしも当らない。

個々の場合を摘記すれば次の通りである。

(一) 職員以外の選挙運動

(1) 自ら立候補して選挙運動を為すの可否

自ら立候補して選挙運動を為す場合は既に其の資格に於て立候補してをるのであるから候補者が翼賛会の構成員であることは自明の理であるばかりでなく立候補した以上選挙運動を為すことは当然であるから翼賛会自体の選挙運動と見らるゝ虞もない。従つて其の資格に於て選挙運動をしても差支ない。

(2) 選挙事務長又は選挙委員として選挙運動を為すの可否

選挙権者が特定の候補者の選挙事務長又は選挙委員として選挙運動を為すことは個人の資格に於て為すことであるから職員以外の構成員の場合に於ては差支ない。

(3) 演説又は推薦状に依り選挙運動を為すの可否

職員以外の構成員が演説又は推薦状に依り選挙運動を為す場合は其の肩書を利用することが翼賛会自体の選挙運動と見らるゝ虞ある場合に限り否定すべきである。従つて総裁府県支部長に限り之を避くべきであつて其の他の構成員が其の資格に於て選挙運動をしても必ずしも翼賛会の運動とは見られないから差支ない。

只此の場合に於ても構成員全員が連名を以て特定の候補者を推薦するが如きは妥当でない。

(二) 職員選挙運動

(1) 自ら立候補して選挙運動を為すの可否

此の場合に於ても其の資格に於て選挙運動をしても差支ないことは職員以外の役員構成員等の場合と同様である。

然し乍ら職員選挙運動は役員其の他の構成員等の場合と異なり其の職務上の立場から考慮する必要がある。従つて選挙運動の爲めに職務を抛擲しその職責を果し得ない場合は解職すべきであるが現在本部支部には衆議院議員府県会市会議員等が多数あり之等の職員が自ら立候補して選挙運動を為す場合直ちに之を解職することは酷であり職務上の立場から考察しても選挙期間中に於ける事務の渋滞よりは之を更迭することによる支障の方が寧ろ大である。従つて現職のまま選挙運動をしても差支ない。

只道府県支部両部長の場合は第七十九議會に於て総理大臣より善処する旨答弁ありたるを以て善処の内容に就ては近く決定する筈である。

(2) 選挙事務長又は選挙委員として選挙運動をなすの可否

自ら立候補する場合と異なり他人の選挙事務長又は選挙委員となり常時選挙運動を為すが如きは職務上の立場から見ても妥当でない。従つてこの場合は解職すべきである。

(3) 演説又は推薦状に依り選挙運動を為すの可否

職務上支障のない限り現職のままで差支ない。個人の資格に於て為すべきや否やに就ては職員以外の場合に準じ総裁道府県支部長に限り之を否定すべきであつて其の他の者は其の資格に於て選挙運動をしても差支ない。

五 職員の立候補の場合に於ける手続

職員が立候補する場合は本部に在りては総裁の許可を受くることを要し支部に在りては支部長の内申に基き総裁の許可を受けねばならない。許可の取扱方針等に関しては追而通牒する。

(大政翼賛)(昭和十五—十八年)伊勢原市役所蔵)

六二 大政翼賛会神奈川県支部役員協力会議員

更新方針

昭和十七年五月二十九日

大政翼賛会神奈川県支部
組織部長 下田 博

大政翼賛会郡市町村支部長殿

支部役員(常務委員)並協力会議員(郡支部)更新ニ関スル件
標記ノ件ニ関シテハ夫々御配意中ノコト、存候得共来ル六月二十日迄ニ御銓衡ノ上県支部宛御報告相成度
追而更新方針ハ別紙添付候

〔別紙〕

支部役員並協力会議員更新方針

一 基本方針

(一) 過去一ケ年ニ渉ル翼賛運動ノ經驗ニ徴シ本会ノ目的ヲ体得シ強烈ナル熱意ヲ有シ常時本運動ニ挺身スル少壮有為ノ士タルコト、シ勢力均衡ノ弊ニ墮スルガ如キハ嚴ニ之ヲ避クルコト

(二) 其ノ銓衡ハ既往ノ経緯ニ関セズ全然白紙ノ立場ニ於テ之ニ臨ミ現構成員ニ必要ナル更新ヲ加フルコト但シ一部再指名(協力会議員ノ場合ハ三分ノ一ヲ超エザルコト)スルヲ妨ゲズ

(三) 常務委員ヲシテ真ニ支部運営ノ枢機ニ參画シ其ノ中心指導力ヲラシムルノ方針ヲ以テ之ガ強化ヲ図ルコト

(四) 郡協力会議長ヲシテ郡支部常務委員会ニ出席シ支部ノ運営ニ參画セシムルコト

二 候補者ノ資格

(一) 思想信念ニ於テ国体ノ本義ニ徹シ衆人ノ疑惑ヲ受クルコトナキモノタルコト

(二) 其ノ地域又ハ職域ニ於テ衆人ノ心服スルモノタルコト

(三) 其ノ地域又ハ職域ニ於テ率先ノ垂範旺盛ナル実践力ヲ有スルモノタルコト

(四) 衆人ニ対シ充分推進力ヲ有スルモノタルコト

(五) ナルベク当該郡市町村内ニ常住スルモノタルコト

(六) 前科等(政治犯ヲ除ク)ナキモノタルコト

(七) 政治団体ニ所屬セザルモノタルコト

(八) 過去及現在ニ於テ治安維持法違反ノ容疑ナキモノタルコト

三 郡市町村支部役員銓衡方針

(一) 常務委員ノ強化ニ付特ニ留意スルコト

委員 数

郡市支部 拾名

町村支部 五名

(二) 郡市町村翼賛壯年團長ノ既ニ決定セル支部ニ於テハ右團長ヲ必ズ委員候補者トシテ加フルコト團長未決定ノ場合ハ委員數ノ中一名欠員トシ決定後推薦スルコト

(三) 郡協力会議員

(1) 郡協力会議員ノ員數ハ区域内町村數二十五ヲ加ヘタルモノトシ凡ソ左ノ基準ニ依リ選任スルモノトス

(イ) 町村協力会議員中ヨリ 町村數

(町村ヨリ地域のニ選出スル)

(ロ) 各種団体代表者中ヨリ 加算數ノ三分ノ二(拾名)

(ハ) 其他適當ナル者ノ中ヨリ 加算數ノ三分ノ一(五名)

(2) 町村協力会議員ハ從來概ネ町村常會長ヲ以テ充テタルモ町村長ハ町村支部長タルト同時ニ町村常會ノ議長タルヲ以テ之ニ専念セシムルコト、シ上級協力会議員トシテハナルベク之ヲ認メザルコト

(3) 各種団体代表者中少クトモ半数以上ハ当該地域内ノ翼賛壯年団ノ中ヨリ指名スルコト

◎名簿提出ニ関スル件

イ 郡支部經由提出ノコト

ロ 提出部數

県支部	一部
郡支部	一部

ハ 新任重任ヲ明記ノコト

(大政翼賛) (昭和十五—十八年) 伊勢市役所蔵)

三 昭和十七年度神奈川県町村長会の宣言

決議

宣言

大東亜戦争下茲ニ第二十三回定期總會ヲ開キ県下同僚相會シ聖戰目的の完遂ノ決意ヲ新ニスルト共ニ自治振興ノ為研鑽討議ヲ尽スハ吾人ノ最モ本懐トスル所ナリ 惟フニ東亜ノ安定ヲ確保シ以テ世界ノ平和ニ寄与スルハ我が肇國ノ大理想ニシテ畏クモ宣戰ノ大詔ニ明示シ給フ処ナリ

帝國ハ今ヤ全力ヲ挙ゲテ其ノ目的の完遂ノ為邁進シツツアリ 是洵ニ曠古ノ大業ナリ 皇師一たび出デテ赫々ノ戰果ハ世界ノ耳目ヲ聳動セシメ着々大東亜建設ノ巨歩ヲ進メツツアリト雖其ノ前途尙遼遠ナリ 仍チ内一億ノ國民一体トナリテ國策ニ順応シ各々其ノ職域ニ奉公シ堅忍持久其ノ總力ヲ以テ戰爭目的ヲ貫徹セザルベカラザルハ固ヨリ言フ俟タザル処ナルモノ一而斯ル情勢ニ対応スベキ国内諸制度ノ一大刷新コソ喫緊ノ要務タルモ疑ハザルナリ 政府ハ夙ニ政治經濟産業等諸方面ニ互リ戰時体制化ヘノ再編成ニ真摯ノ努力ヲ傾注セラレ着々其ノ面目ヲ一新シツツアリト雖吾等多年ノ要望タル町村制ノ根本的改正ノ如キ未ダ以テ其ノ実現ヲ見ルニ至ラザルハ甚ダ遺憾ト

スル処ナリ 顧フニ国内体制ノ整備ハ政治ノ強化ヲ以テ最トナス
而シテ町村自治ハ実ニ国家百政ノ根基ニシテ町村長ハ総合行政庁ト

シテ戦時下国家ノ要望ニ即応シ食糧ノ増産物資ノ配給貯蓄ノ奨励軍
事援護等重要国策ノ遂行ヲ初メ時局下部内民心ノ指導啓発ニ或ハ隣
保共助ノ精神ノ昂揚等万般ノ施策一トシテ之ヲ通ジテ行ハレザルハ
ナシ 則チ国政ノ強化ハ一ニ町村長ノ権限ヲ拡大シ鞏固ナル法制ノ
基礎ノ上ニ立タシメ其ノ行政ノ総合性ヲ弥々最高度ニ發揮セシムル
ニ在ルハ論ヲ俟タザル処ニシテ各種産業行政ノ如キモ須ラク町村行
政ニ一元化シ町村長ニ之ヲ統轄セシムルヲ要ス

町村吏員ノ地位ノ向上並ニ待遇ノ改善ヲ図ルハ戦時下町村行政ノ能
率ヲ増進シ延イテハ国策遂行ヲ円滑迅速ナラシムル所以ニシテ之又
吾人ノ恒ニ希求セル所ナリ 政府ハ速ニ之ガ実現ノ方途ヲ講ゼラレ
ンコトヲ要望ス

曩ニ政府ハ戦時下敢テ衆議院ノ総選挙ヲ断行セラレ続イテ地方議會
ノ選挙ヲモ施行セシメラレタルハ惟フニ中央地方ヲ通シ清新強力ナ
ル議會ノ確立ヲ庶幾セントスルニ外ナラズ

而シテ地方自治体ニ於ケル選挙ノ結果ハ地方民意ノ動向ヲ明確ニシ
タルト共ニ其ノ力強キ総意ニ依リ構成セラレタル地方議會コソ真ニ
画期的清新強力ナル議會タルヲ疑ハス 吾等ハ之ト相倚リ相携ヘテ

愈々奮起シ挺身大政翼賛ノ実ヲ挙ゲ以テ聖慮ニ応ヘ奉ランコトヲ期
ス

昭和十七年六月二十六日

神奈川県町村長會

決 議

- 一 宣戰詔勅ノ聖旨ヲ奉戴シ聖戰ノ目的完遂ヲ期ス
- 一 戦時下ニ即応セル諸制度刷新特ニ町村制度改正ノ即時断行ヲ期ス

- 一 町村吏員ノ待遇改善ヲ期ス

(大山町「町村長會書類」(昭和十六—二十年)伊勢原市役所蔵)

三 昭和十六年度大政翼賛會神奈川県支部

事業報告

(表紙)
昭和十六年度

大政翼賛會神奈川県支部事業報告

大政翼賛會神奈川県支部

昭和十六年度

大政翼賛會神奈川県支部事業報告

一 翼賛運動推進ニ関スル事項

イ 会 議

(一) 常務委員会

毎月第一木曜日ヲ定例委員会トシ支部長ヲ輔佐シ支部ノ運営ニツキ参画協議シ緊急ノ場合臨時会ヲ開ク等二十回ノ会合ヲ重ネタリ

(二) 県協力会議

第一回(六月十日十四日ノ二日間)第二回(十二月五日)ノ二回ニ亘リ招集總會並政治経済文化教育国民生活ノ各委員会等ニ夫々左記事項ヲ伝達協力ヲ求ムルト共ニ各種下情ノ上通ヲナセリ

第一回

(1) 戦時食糧増産並節米運動実施方策ニ関スル件

(2) 昭和十六年度国民貯蓄奨励方策ニ関スル件

第二回

民間金属類特別回収ニ関スル件

(三) 顧問 参与会

中央協力会議ノ経過報告並県翼賛壮年団結成等ニ関シ支部ノ企画及活動ニ参画ヲ求メタリ 招請シタルコト五回

(四) 市町村支部長会議

十月十日市町村支部長ヲ招集シ主トシテ翼賛壮年団結成ニ関シ指示協議セリ

(五) 郡市支部事務主任者会議

七月三十日十七年三月七日ノ二回ニ亘リ郡市支部事務主任ヲ招集事務上ノ連絡並運動展開上ノ指示ヲナシ協議懇談セリ

ロ 推進員ノ銓衡指名

各地域ニ於テ翼賛運動ヲ推進セシムル為五月三十日附ヲ以テ八百十一名ノ推進員ヲ銓衡指名セリ
後本部ヨリ之方拡充ノ指示アリタルヲ以テ十一月十八日附五千九百二十七名十二月十六日附二千九百二十七名(横浜市分)翌二月二十五日附六百四十三名(横浜市分)計一万二千百七十八名ヲ指名シ銅鉄回収国民貯蓄ニツキ強力ニ協力セシムルト共ニ壮年団ノ発足ニ際シテ之方中核トシテ其ノ結成ヲ促進シ特ニ大東亞戦争完遂翼賛選挙貫徹運動ニ際シテハ強力ナル推進力ヲ發揮セリ

ハ 講演 会

(一) 時局講演会

1 本部ト共同主催ニテ七月二十四日(川崎市)二十九日(小田原市)八月五日(平塚市)三回開催

2 本部ト共同主催ニテ十一月十日高橋三吉大将吉川英治氏石渡莊太郎氏等ノ講師ヲ迎ヘ緊迫セル国際情勢ニ対シ県民ノ覚悟ヲ促セリ

3 必勝士気昂揚大講演会

県並東京日日新聞社共同主催ニテ十二月二十二日―二十五日ニ亘リ小田原平塚横須賀川崎ノ四市ニ開催大東亜戦下県民士気ノ昂揚ニ資シタリ

(一) 必勝士気昂揚国民大会

十二月十二日横浜公園音楽堂ニ県下各級支部代表者市民有志等約三千名招集大東亜戦必勝ノ決意ヲ堅ムル大会ヲ開催池崎忠孝氏ノ講演並皇軍ヘノ感謝ノ決議ヲ行ヒ陸軍飛行機三台上空ヨリ通信筒ノ投下ヲ行ヒ参集ノ会員ニ多大ノ感銘ヲ与ヘタリ

二 文化教育ニ関スル事項

(一) 第一回郷土芸能祭

神奈川県文化翼賛連盟ト共同主催ニテ十月二十五日横浜公園音楽堂ニ於テ県下伝習郷土芸能ノ会ヲ開催厚生運動ノ一面ト

シテ県民ニ一資料ヲ提供スルト共ニ埋モレタル郷土ノ伝習芸能ヲ紹介之方振興ニ資シタリ

(二) 神奈川県文化翼賛連盟文化協力会議後援

四月十五日同会ガ文化協力会議ヲ開催シ県下ニ於ケル主トシテ芸能文化人ノ團結並相互研究ヲ企画セルヲ後援セルノ外同連盟ノ発展ノ為ニ応援シタリ

雑誌「教育」主催教育ニ関スル座談会ニ組織部長ヲ派遣郡市学校職員報国団ニ部員ヲ派遣スル等教育者方面ノ翼賛運動ノ推進ニ協力セリ

三 錬成ニ関スル事項

(一) 推進員錬成

八月二十日―二十二日ニ致ル二泊三日ヲ第一回トシ昭和十六年中ニ四回足柄下郡湯本町日本精神道場ニ於テ主トシテ推進員ヲ初メ郡市町村ノ指導者ヲ本部中央訓練所ノ方針ニ基キ錬成ス百四十六名

(二) 中央訓練所錬成

中央訓練所ノ錬成ニハ特別指導者錬成ニ十一名地区錬成ニ九十四名ヲ送り錬成ヲ受ケシメタリ
八月東亜局主催大東亜建設講習会ニ二〇名

十七年二月東亞局主催南方事情講習会二十七名ヲ受講セシメ
タリ

(三) 各種団体ノ鍊成ノ後援

県會議員有志産業報国会商業報国会学校職員報国団等ニシテ
中央訓練所ノ方針ニ依ル鍊成ヲ希望セル諸団体ニハ道彦教典
等可及的之ヲ斡旋後援シ中央訓練所ノ鍊成方式ノ普及徹底ニ
努メタリ

四 經濟ニ関スル事項

(一) 草刈大会

県農会ト共同主催ニテ戦時食糧増産並飼料確保ノ国民運動ト
シテ実施各郡市毎ニ予選七月十九日足柄下郡仙石原村ニ於テ
県大会(全日本大会ノ予選)ヲ行ヒ入選者ニ賞状並賞品(国
債)ヲ授与セリ

(二) 蕎麦播運動

七月県下水害ノ一対策トシテ農建同盟県産報ト共催ニテ勤勞
ノ余暇ヲ活用シ隣組及工場内ノ空闲地原野河原堤防等ノ利用
ヲ勸奨シ種三百二斗ヲ頒布セリ

(三) 木灰供出強化運動

県農会ト協力シ特ニ推進員ノ具体的任務トシテ実施ス(十一

月—十七年三月)

(四) 青年学校酒精甘諸増取競技会後援

重要国防資源タル酒精原料甘諸ノ栽培ヲ奨励セムタメ同競技
会ノ主催者タル県並東日社ヲ後援シ入選者ニハ賞状並賞品
(債券)ヲ授与セリ(十七年二月二十八日)

(五) 新穀感謝祭(十一月二十三日)

新嘗祭ノ当日県社伊勢山皇大神宮ニテ執行県農會産組産報国
婦愛婦県青少年団等ノ後援ノ下ニ各郡市支部ヨリ二点宛ノ農
産物ヲ奉納各家庭ニ於テモ夫々適宜農産物ヲ神棚ニ供へ食物
ニ対スル感謝ノ念ノ昂揚ニ努メタリ

(六) ヒマ栽培献納運動

県農會郷軍横浜支部ト共同主催ニテ本県割宛四十五万本ヲ目
標ニ種子ヲ学校工場都市ノ隣組農家等ニ頒布目下栽培中ナリ

(七) 經濟道義昂揚運動(十七年二月四日—十日)

右ノ一週間ヲ經濟道義昂揚週間ト称シ県商報経報物価統制協
力會議ト共催ス

二月八日經濟道義昂揚大会ヲ横浜市公園音楽堂ニテ開催ス
其ノ他座談会臨店監査檢量配給動員訓練展示会等ヲ実施目的
達成ニ努メタリ

(八) 銅鉄回収運動への協力

推進員ノ重要ナル具体的任務ノ一トシテ率先一般物資ノ回収ニ協力方ヲ強調セリ

(九) 半転業座談会(八月三十日)

県並訛売新聞社ト共催関係係官並半転業者十名ヲ中心ニ半転業ノ経過将来等ニ関シ座談会ヲ催シ其ノ結果ヲ新聞ニ依リ県民ニ周知セシメタリ

五 国民生活ニ関スル事項

(一) 興亜奉公日並大詔奉戴日

本部ノ指示ニ基キ県ト密接ニ連繫シ毎月一日ノ興亜奉公日ノ実施要綱□□□シ国民□□□ノ日トセリ

昭和十七年一月大詔奉戴日実施セラルルヤ更ニ国民士氣ノ昂揚ニ重点ヲ置クト共ニ健全明朗ナル積極面ヲ發揮スルヤウ指導シツツアリ

(二) 祝祭日等ノ奉祝

新年奉祝式年末年始対策紀元節奉祝式等ニ関シテハ本部ノ指示ニ基キ夫々下級支部ニ伝達指導セリ

(三) 市民交通訓練

横浜市支部ニ於テ実施ヲ担当シ市民ノ交通訓練ヲ実施セリ

(四) 健康優良児童ノ母ノ表彰

朝日新聞主催健康優良児童ノ表彰ニ際シ表彰ヲ受ケタル健康優良児ノ母六名ニ対シ支部長ノ表彰状ト共ニ色紙(県文化翼賛連盟美術部協力)ヲ贈呈シ愛育ノ労苦ヲ犒フト共ニ民族ノ母トシテ感謝ノ意ヲ表セリ

六 翼賛壯年団ニ関スル事項

(一) 結成準備並結成経過

- 1 九月二十六日両部長会議ニ於ケル指示ニ基キ十月初中旬ヨリ夫々常務委員會議顧問参与會議市町村支部長會議等ヲ招集郡市町村団ノ結成ヲ準備ス
- 2 県団ハ二月二十四日結成準備委員会ヲ招集会則ヲ決定シ団長以下役員ノ銓衡ヲ準備ス
- 3 県団結成式(三月十九日)
- 4 結成情況(三月三十一日現在)
百十六市町村中百十市町村団結成終了

(二) 活動情況

年度内ニ於ケル団活動ノ重要ナルモノハ大東亞戰爭完遂翼賛選挙貫徹運動ニ際シ県並翼賛会ト緊密ナル連絡ノ下ニ本部長総務等ヲ出来ル限り郡市町村団結成式ニ臨席積極強力ナル

啓蒙運動ヲ展開シ年度ヲ送レリ

〔大政翼賛〕（昭和十五―十八年）伊勢原市役所蔵）

丙 大政翼賛会神奈川県支部常会徹底事項

説明資料

一月の常会徹底事項説明資料（世話人用）

大政翼賛会神奈川県支部

「征戦第三年 総員戦闘配置へ」に就て

大東亜戦争はいよいよ第三年頭敵撃滅の「決勝の年」を迎へました。この年こそ皇国三千年の運命を決すべき年としてあらゆる意味に於て一億国民が大覚悟をもつて臨まねばならぬ年であります。戦局は敵の本格的総反攻によつていよいよ苛烈の度を加へながらも我が忠勇なる皇軍將兵の善謀勇戦により赫々たる戦果は挙つてみますが彼等はあの莫大な損害をかへり見ず必死となつて歩一歩神州に迫らんとしてゐます。今にして断乎これを撃砕し更らに反撃を加へねば重大な危機を招来するかもわからぬ重大なときです。戦争第三年は第二年よりも尚一層悽愴な戦ひの努力が要請されることは明らかであります。

この深刻な一大決戦の時にあつて最も重大な生産力の拡充もまた戦

ふ国民の生活を安定するための食糧の確保もさらに敵が虎視眈々と狙ふ我が本土空襲に備へての国土防衛の強化にしてみつまるころは如何に「人」を適切に配置するかによつてその成否は決せられるものであることを忘れてはなりません。

既に東条首相から「一億国民総員戦闘配置につけ」の進発命令が発せられ学徒はこの声に応じて勇躍出陣しました。苛烈悽愴な戦争第三年目の年頭私ども国民の一人残らずが今こそ従来の行きがムリや感情などを一切戦時的に切かへて神州日本護衛のために晴れの応召者の気持をもつて直接戦争遂行に役立つ職場に就き一日も早く「総員戦闘配置」を完了せねばなりません。

イ 「平時的な仕事にある人々はこの際飛行機船舶その他の軍需工場などに進んで転出し女子も挺身隊となつて生産戦場で戦ひ抜くこと」に就て

「生産力でも敵を圧倒」
敵米英は老大な生産力を唯一の頼みとして執拗なしかも不遜極まる決戦をいどみつゝあります。敵の企図するところは日本に航空機や船舶の莫大な消耗戦を強ひることによつてその生産補助の戦で最後の勝利を得やうとしてゐるのであります。この敵の企図を完全に撃砕するためには全生産力を一つに集めて戦力の増強特に航空機の飛

躍的な増産と船舶その他の軍需品の老大な生産増加がされねばなりません。

またこれが基礎である鉄や石炭、軽金属などの増産を図りこれによつて敵を圧倒するだけの兵器をどしどしと第一線に送り皇軍將兵に思ふ存分活躍してもらはねばなりません。

「国民勤労動員が戦力増強の鍵」

ところで生産の拡充を図り戦力を増強するには資材資金設備などいろいろの要素が必要ですがその根本は結局「人」であります。銃後の勤労力を充実しこれを完全に發揮させることが戦力を増強させるために最も重要なことです。この決戦段階に突入し国民の勤労動員の徹底を期することが絶対になつて来ました。

従がつて今年には国民徴用の範囲が非常にひろげられたまた男子の就業禁止の範囲もひろくなり女子の動員も一段と強化されることが当然予想されます。今や一億国民すべてが前線銃後の別なく等しく戦線に在るのであります。皇国非常の秋に際会した私どもはこの大みいくさを勝ちぬくため進んで応徴しまた平時的な仕事にあるものはこの際すべてを投げ出して直接戦力増強に役立つ職場に転換するのは今であります。

「皇国女性も戦列に」

また女子にあつても男子の奮闘に即応して進んで勤労挺身隊や勤労報国隊に参加して勤労に邁進し男子に代つて各職場に敢闘することが皇国女性の真の姿でありこれあつてこそ敵米英の婦女子にも打ち勝つことが出来るのであります。

ロ 「米麦を増産するための土地改良をなし遂げまた米や甘藷の

供出割当量は必ず果すこと」に就て

「今年こそ食糧自給の年」

昨年度の内地米の実収は六千六百七十万石の豊作でしたが朝鮮米が不作で内地補給が出来ずまた麦類が減産であつたためこの対策として農家に対しては極力本年度の早場米の供出促進を図り一般消費者に対しては薯類や小麦粉などの総合配給を強化しました蕎麦その他雑穀の緊急増産を行ひ米の不足を補つて来ましたが更らに不足した分は已むなく外米の輸入を行つたのであります。

しかしこの深刻な決戦段階に入つては最早外米を運ぶために船を使ふことは断じて許されなくなりました。例へば米百万石の重量は約十五万トンですから六千三百トンのA型標準貨物船で運ぶとすれば約二十隻の延船腹を必要とします。これまで外米を運んだ船で第一線に送る武器や其他軍需資材原材料などを少しでも多く運ばねばならぬ時です。

従つて国内で消費する食糧はすべて国内で賄はねばなりません。戦争に勝つためには食糧の自給自足の体制をしつかりと打ち建てることが先づ急務であります。

「今年の食糧事情は」

本年度（十九米穀年度）の食糧の需給関係はこの要請にもとづいて外米の輸入を全く絶ち切り日滿を通ずる食糧の自給体制を確立これによつてやつて行くことゝなつたのであります。このため供給の面では内地米の第二回予想収穫高で六千二百五十五万石の米と今後増産を期待される麦類と薯類や雑穀とそれに移入を期されてゐる朝鮮米台湾米や満洲国の雑穀などが内地の供給を賄ふすべてであり一方需要の面では人口の自然増加によつて一般の消費の量がふへたとや国民動員の計画の徹底による労務者の特配の増加などが見込まれ結局酒造米の減少などで節米に努力すると共に一般の消費者に対する総合配給は更に強化されることを予想せねばなりません。

「土地改良と米甘藷の供出」

戦争に勝つためには食糧の確保は絶対の要件でありしかも今年こそ食糧の自給体制が成るか否かの重大な時です。増産のため最も大きな使命をもつ土地改良は一刻も早くなし遂げねばなりません。差当つて最も力を入れねばならぬ麦の増産にしても一毛作田の暗渠排

水などによる土地改良によつて全国で二十五万町歩の麦の裏作が可能となれば反当り一石として二百五十万石の増産が実現するわけで現下の差迫つた食糧事情にあるとき土地改良こそ如何なる困難があらうと必ずやり遂げねばならぬ喫緊の問題です。また農家ではこの際出来るだけ郷土食の実行などによつて米や甘藷の供出を完全に果さねばなりません。一般消費者は麦類や薯類などの総合配給が一層強化されるのでこれ等の混食を工夫しあくまでも食糧戦に勝ちぬきませう。

ハ 「疎開を行ふ都市に住む必要の少ない人々はこの際地方に移ることに就て

「空襲は必至」

敵米英はしきりに我が本土空襲の機を狙つてゐます。在支米空軍や米国の海上機動部隊の動きは一刻の油断も許されません。また英国もその勢力の一部を太平洋方面に廻航せんとする今日敵の本土空襲は必至の状況にあります。しかも彼等の爆撃はドイツの諸都市に於ける無差別集団爆撃によつても明らかな通りさながら悪魔の如き非人道ぶりを示してゐます。「空襲は必至」今こそ国土防衛の徹底的強化を図らねばなりません。

「疎開は何故必要か」

都市で防空の備へを固めるためには第一に人口を余り密集させぬこととまた建物と建物との間に適当な空地のあることなどが根本の要件です。特に航空機の性能が向上し大規模な空襲が行はれることを覚悟しなければならぬ今日重要都市は急速に建物や人の疎開を行ふ必要があります。

「疎開を行ふ地域」

差当つて重要都市で疎開を行ふのは京浜阪神名古屋北九州の各地方です。

「進んで地方に転出」

この際何より大事なことは疎開地域に住んである必要の少ない人々は自発的に地方に移りそこで戦力増強に役立つ仕事につくことです。この場合はなるべく郷土か或は縁故者のある土地へ移住するやうにしたいものです。地方ではこれ等の区域に居住する縁故者を引とりまた疎開のため移住する人々を心から迎へ出来るだけ家屋や空間の提供など充分世話を致しませう。

「疎開に當つては」

疎開のため移転する場合の家財道具の輸送やそれに要する資材などは出来るだけ当局で心配してゐます。また子弟の転校等についても便宜が図られることになつてゐます。なほ各市役所区役所等では疎

開相談所が設けられ疎開についての相談に応じてゐます。

「疎開も戦闘配置の一つ」

疎開のため地方に移住する人々は決して疎開地から逃げるのだといふやうな考へ方であつてはなりません。あくまでも積極的に地方に帰つて戦力増強のための戦闘配備につくのが根本の目的です。

(仙石原村役場「村常会関係書類」(昭和十六—十八年)箱根町役場蔵)

空 大日本体育会神奈川県支部設置に関する

注意事項

郡市町村支部設置ニ関スル注意事項

第一 基本性格

郡市町村支部ハ大日本体育会ノ最下部ニシテ国民ノ日常生活ニ触レ本会活動ノ基調トナルモノナルニ付市町村支部ハ其ノ目的組織事業ガ之ニ即応スベキコト

第二 目的

ソノ地方特有ノ体育的事情ニ即応セル様目的ヲ具体的ナラシムル

コト

第三 事業

第一線ノ活動機関トシテソノ地方ニ必要ナル事業ヲ具体的ナラシ

ムルコト

- 1 郡市町村ニ於ケル体力ノ実情生活様態習慣等ニ基キ地方民ニ適シタル体力錬成ノ具体的方策ヲ樹立シ之ガ実践ヲ期スルコト
- 2 郡支部ト市町村支部トノ間ニハ密接ナル連繋アラシメ互ニ協力シ同種事業ノ重複ヲ戒シムルコト

- 3 大都市ニ於ケル事業ハ道府県ノ事業ニ最モ関係深キモノアルベキニヨリ互ニ密接ナル連絡ヲ保ツベキコト

第四 構成

- 1 郡市町村並ニソノ健民部及錬成委員トノ関係ヲ緊密一体タラシメ各協力団体（帝国在郷軍人会大政翼賛会青少年団翼賛壯年団婦人会等ノ各支部分会単位団）及学校関係ト密接ナ連携ヲ保ツコト

- 2 組織ハ努メテ簡單ヲ旨トシ特ニ町村支部ハ成ル可ク他ノ団体若ハ組織ヲ活用スル様ニスルコト

- 3 大都市ニ於ケル支部ノ組織ニ関シテハ道府県支部規則例ニ準ズルモ班ノ組織ハ第二次のニ考慮シ専ラ実践組織ヲ中心の組織トシ且道府県支部ノ班組織ト重複セザル様密接ナル連携ヲ図ルコト

- 4 郡市町村内ノ各種体育運動団体ハ悉ク之ヲ解消セシメ支部ニ

包摂スルコト

- 5 規約中ニ市町村支部ハ道府県支部ノ指揮監督ヲ受クルコトヲ含マシムルコト

第五 支部ノ設立

- 1 郡市町村支部ハ成ル可ク速ニ全市町村ニ設置スルコト
- 2 設立ニ当リテハ規則案役員予定表ヲ提シ道府県支部ノ副申ヲ具シ本会長ノ承認ヲ受クルコト

但シ市支部ノ外ハソノ事務ヲ道府県支部長ニ委任ス

（仙石原村役場「振興書類」）（昭和十八—二十年）箱根町役場蔵

六 農家増加収益の貯蓄化運動実施要綱

十八下総収第一四八〇号

昭和十八年七月十七日

足柄地方事務所長(印)

各町村長殿

米価引上ニ伴フ農家増加収益ノ貯蓄化ニ関スル件

政府ニ於テハ今般主要食糧タル米穀ニ対スル買入価格ノ引上ヲ断行セラレ相当多額ノ資金ガ農村ニ放出セラル、見込ニ有之之等資金ノ浮動ヲ防止スルハ現下ノ時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務タルヲ以テ本年度收穫期以降ニ於テ農家ノ増加収益ノ貯蓄化ニ関シ強力ナル方策ヲ実施

スル予定ニ有之候ニ就テハ別紙要綱ニ依リ予メ具体的措置ヲ考究準備ノ上之方実施上ノ遺憾ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

〔別紙〕

米価引上ニ伴フ農家増加収益ノ貯蓄化運動実施要綱

一 趣旨

政府ハ今般米価ノ大幅引上ヲ断行セラレタルニ伴ヒ政府ノ新ニ支出スル多額ノ資金カ農村ニ放出セラル、コト、ナリ從ツテ之等資金ノ浮動ヲ防止スルコトハ現下時局ニ鑑ミ喫緊ノ要務ナルヲ以テ本年度農家ノ増加収益ノ貯蓄化ニ関シ強力ニシテ実効アル方策ヲ樹立シ以テ所期ノ目的達成ニ万遺憾ナキヲ期セントス

二 実施要領

(一) 米穀生産者ニ対シテハ此ノ際米価引上ニ依ル増加収益ヲ見込ミ浪費ヲ為スガ如キコトナキ様指導スルト共ニ之ヲ引当トスル借入金等モ之ヲ抑制セシムルコト

(二) 信用組合農會農事実行組合大政翼賛會支部翼賛壯年団婦人会其他農村關係諸団体ノ緊密ナル協力ノ下ニ農家ノ消費生活ヲシテ苟モ放漫ニ流レザル様努メテ自肅セシムルコト

(三) 増加収益ハ一応従来ノ如ク産業組合ニ於テ振替払ヲ行フト共ニ自作農創設土地購入資金土地改良資金等農業増産上真ニ有効

適切ナル用途ニ充ツルノ外ハ挙ゲテ之ヲ産業組合ノ定期的貯蓄又ハ負債整理ニ振り向ケシムル様措置スルコト

(四) 本件措置ノ事前ニ於ケル大々的ナル宣伝ハ一面ニ於テハ米穀増産運動ニ悪影響ヲ及ボスベキ虞アルニ付之ヲ指導ノ取扱方ニ

関シテハ克ク農民心理ノ動向ヲ察知シ深甚ナル留意ヲ以テ万全ヲ期スルコト

(五) 本件措置ニ基ク貯蓄額ハ本年県貯蓄目標額ノ範圍外トスルコト

(六) 本件ニ依ル市町村別貯蓄目標額ハ別ニ決定スルコト

(仙石原村役場「振興書類」(昭和十八―二十年)箱根町役場蔵)

空 戰時下衣生活簡素化実施に関する件通牒

十八下総第一四五一号

昭和十八年七月二十三日

足柄下地方事務所長(印)

各町村長殿

戰時衣生活簡素化実施ニ関スル件

國民貯蓄増強ノ一方途トシテ國民生活ノ決戦化ニ就テハ夫々適切ナル方途ヲ講セラレツ、有之候処今般政府ハ「戰時衣生活簡素化実施」ニ関スル閣議ノ決定ヲ為シ戰時衣生活ハ益々決戦化セラレタル処更

ニ次官會議ニ於テモ別紙ノ通官庁員ノ戰時衣生活ノ簡素化実施ニ関スル申合ヲ行ヒ官庁員率先シテ戰時衣生活ノ簡素化ヲ実践スルコトトナリ差当リ礼装廃止並ニ夏期上衣廃止ヲ実行スルコトト相成依テ当所ニ於テモ別紙写ニ依リ実施相成候ニ就テハ貴職員ハ固ヨリ其ノ他公共団体銀行会社工場ノ職員等ニ対シテモ之ガ実行方充分徹底セシメ以テ決戦生活実践ノ浸透ト国民貯蓄増強トニ格段ノ御配意相成度依命此段及通牒候也

追テ本件実施ニ当リテハ左記事項御留意ノ上之方徹底ヲ期セラレ度申添候

記

一 本件実施ノ趣旨ハ戰時ニ於ケル執務能率ノ増進並物資衣料費ノ節約等ニ資スルヲ目的トスルモノナルヲ以テ一般民ニ対シテモ之ガ趣旨ヲ充分理解セシメ実践ノ効果ヲ挙グル様凡ユル会合場所機會ヲ捉ヘ或ハ申合ヲ行ハシムル等之ガ実践氣運ヲ蓄醸セシムルニ努ムルコト

二 特ニ職域等ニ在リテハ首脳部面ヨリ率先実行セシムル様適當ナル措置ヲ講シ以テ全般ノ実践ヲ促進スルコト

〔別紙〕

十八人第二八二号

昭和十八年六月三十日

官房長

各部課長殿

各廠長殿

戰時衣生活簡素化実施ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ次官會議ニ於テ官庁員ハ率先シテ戰時衣生活ノ簡素化ヲ実行シ戰時衣生活簡素化ニ関スル国民運動ニ協力スルコトトシ差當リ

一 官中ニ関スル場合及法令ニ特別ノ定アル場合ノ外公私一切ノ儀礼ノ場合ニ於ケル衣服ニ関スル制限ヲ徹底スルコト

一 夏期中ハ上衣ヲ着用セザルモ差支ナキコトトスルコト

ヲ実行スルコトニ申合有之候ニ付右趣旨御了知ノ上其実行方可然御配意相成度 尚本趣旨ニヨリ当庁職員ノ夏期戰時衣生活実践要綱左ノ通決定致候

記

一 夏期ニ於テハ室内屋外ヲ問ハズ通勤外出ノ場合ニ於テモ上衣「カラー」「ネクタイ」ノ着用ヲ廃止スルヲ得ルコト

此ノ場合ニ在リテハ下着ハ必ずシモ「ワイシャツ」ヲ着ルコトヲ要セザルモ半袖又ハ長袖ノモノヲ用ヒ全然袖ノナキ「運動シャツ」ノ類ハ用ヒザルコト

其ノ他華美ナル色彩ヲ施セルモノ等官庁職員ノ服装トシテ不適当ト認メラルルモノハ之ヲ避クルコト

他ノ服装ニテ知事室ヘノ出入モ差支ナキコト

二 警報発令中等ノ場合ニ於テハ夫々其ノ場合ニ適スル服装ニ依ル

コト

三 本件ノ実行ニ付テハ非礼ノ誇ヲ招クガゴトキコトナキ様外來者

其他ニ対スル応接態度等ニハ留意スルコト

四 本件実行ノ為上衣ノ新調ヲ避クルハ勿論適當ナル下着ナキ場合

ノ外下着ノ新調ヲモ避クルコト

追而夏期ノ期間ハ概ネ七月一日ヨリ九月三十日ニ有之候

(仙石原村役場「振興書類」(昭和十八—二十年)箱根町役場蔵)

六 第二期町村決戦体制確立実行方策要綱

第二期町村決戦態勢確立実行方策要綱

本施策は大東亜戦争決戦段階に於ける町村自治体の国家的使命を最高度に達成する為め改正町村制と切実なる時局の要請とに基き其の体制を整備強化し以て銃後国民生活の安定確保と戦力の増強とに万遺憾なきを期せんとするものなり

第一 目 標

一 町村長を中心に町村内の諸勢力を結集して強力なる指導性を確

立すること

一 町村役場を中心に町村内の諸組織を融合統一し各種施策の総合能率化を図ること

第二 実行方策要項

一 町村と町村農業会との一体的連繫を確保し以て揺なき国内態勢の基礎を確立すると共に各般に渉る重要国策の遂行に万遺憾なきを期すること

(一) 町村農業会の長は総て之を町村長に於て兼任すること

(二) 町村農業会は之を其の儘町村の經濟部として活用するを最も適當とすること

(三) 町村農業会の専務理事は総て之を町村の名譽職助役に任じ若くは名譽職助役を以て之に充て且つ經濟部長に任ずること

(註)

(1) 町村農業会の専務理事を名譽職助役とする為必要あるときは此際助役の定数を増加すること

(2) 町村役場の事務を執筆する助役は原則として之を一名に止め有給職とし少くとも町村農業会の専務理事と等額の待遇を与ふること

(3) 右の町村農業会の専務理事たるべき名譽職助役と町村役

場の事務を執掌する有給職助役とは之を夫々の部門に於ける事務上の責任者とし其の事務を委すに足る有為練達の士を配するに意を用ふること

(4) 役場と農業会事務所とを成るべく同一建物内に置き事務の連絡及人事の交流を図ること

二 速に参与を設置し町村内各種重要施策の総合的運営と町村の総力体制の確立とを期すること

(一) 参与の員数を成るべく少数に止めて其の人選を厳にし各種重要施策の権威ある審議機関たらしむべきは勿論町村内に於ける総力結果の中核たるに相応しき組織体たらしむること

(二) 参与会に於て審議すべき事項は凡そ町村内に於て実施せらるゝ各種重要施策の全般に亘るは勿論なるも参与条例中に適宜審議事項の概目を明にし之が制度の実効を挙ぐるに努むること

(三) 参与会に於て審議したる各種重要施策に付ては各種団体部落会町内会等の各分担事項を定め之を町村長より示達して其の遂行実践に当らしむること、し各種団体等の機能の発揚に付充分なる督励を加ふること

(四) 参与と町村常会とは常に緊密なる連繫を保持せしめ参与は之を町村常会の幹部会たるの機能を営ましむる如く運営し参与に

諮りて決定せる重要事項は町村常会を通じて遍く町村住民に徹底せしむる如き方途を講ずること

(五) 参与と各種委員との関係に付ては機能の重複を避け委員は専門的事項の企画調査並に執行の補助に当らしむること、し委員に於て専門的に企画調査したる事項は之を参与に諮り其の審議を経たる後実行に移すこと

(註)

(1) 参与条例は概ね別記附録一の「参与条例案」の如きものなること

(2) 参与制度の運用は町村内各種重要施策の総合的運営上重要なる意義を有するものなるを以て之が活用に充分意を用ふること

(3) 参与は各種団体の代表者等の中より之を選任するものなりと雖も町村長が各種団体の長を兼ねるを最善とすることには何等変りなきに付誤解を生ぜざる様注意すること

三 改正町村制の趣旨に則り此際町村に経済部委員及文化部委員を設置し将来は成るべく之以外に委員会を設けざること

(一) 経済部委員の構成及職分を左の如くすること

(1) 委員は町村の実情に応じ概ね町村農業会等の主要産業経済

団体役員其の他学識経験者中より適材を選任し定員を七名内外とすること

(2) 委員会は町村長を以て会長とし経済部長（農業会の専務理事たる助役）を以て委員長とすること

(3) 委員は食糧の増産及供出生産資材の配給労務の調整等を重点的職分とし之が企画調査及其の執行の補助に当るものとすること

(二) 文化部委員の構成及職分を左の如くすること

(1) 委員は町村の実情に応じ概ね在郷軍人分会青壮年団婦人方面委員等文化系統団体の役員其の他学識経験者中より適材を選任し定員を七名内外とすること

(2) 委員会は町村長を以て会長とし文化部長を以て委員長とすること

(3) 委員は簡素強靱なる戦時国民生活の確保安定健民施策の徹底各種国民運動の強化等を重点的職分とし之が企画調査及其の執行の補助に当るものとすること

(三) 前各委員設置に關しては別記附録二の「委員設置規則案」に準じ町村規則を以て之を定むること

(註)

(1) 委員は必ずしも公民たることを要せざるを以て實際の必要に基き真に適材を選任して之が活用を図ること

(2) 各委員会に於て企画調査したる各種施策にして重要な事項は町村長を通じて之を参与会に諮り其の審議を経て実行に移すこと

四 役場機構を拡充強化して概ね総務部経済部文化部及経理部の四部制とし事務の体系を整備すること

(一) 総務部は概ね庶務文書議事稅務土地土木警防戸籍兵事統計其の他の部に属せざる事務を分掌するものとすること

(二) 経済部は概ね農産物の増産及供出生産資材の配給事務及各種産業経済団体等の指導督励に關する事務を分掌するものとすること

(三) 文化部は概ね社寺学務又は教育衛生社会事業等の事務及各種文化団体等の指導督励に關する事務を分掌するものとすること

(四) 経理部は概ね収入役の事務を分掌するものとすること

(五) 町村の実情に応じ適宜各部に課若くは係を置くこと

(六) 各部の部長は助役（経済部長は農業会専務理事たる名誉職助役）収入役（経理部長）主事其の他適當なる吏員を以て之に充つることとし助役収入役以外に適任者なき場合は差当り一助役

を以て数首長を兼ねしめ進て適当に考慮すること

(七) 課(係)長は従来通り主事書記技術員等を以て之に充て已むを得ざるときは差当り一人数係兼務とし必要に依りて適当に考慮すること

(八) 前各項に依る役場機構の拡充強化並に事務の体系整備に關しては別記附録三「処務規程案」に準じ処務規程を改正すること

(註)

(1) 各部に於て此際特に重点的に力を注ぐべき事項概ね左の如し

総務部

貯蓄の増強 徴兵徴募及徴用 軍事援護 徴用扶助 防

空及警防 部落会町内会の指導等

經濟部

食糧の増産 生産物の供出 物資の配給 労務の調整

職業指導等

文化部

国民精神の鍊成昂揚 結婚奨励 健民運動の徹底 生活

の簡素化 農村新文化の建設等

経理部

国の中央地方を通ずる財政政策と町村財政の実際上の間に於ける不調和の調整 事務の合理化と政費の節約等

(2) 各種団体の職員は之を成るべく町村吏員(嘱託等)とすること

(3) 各部に於ける事務の運営に關しては町村内の諸組織を充分に活用し処務の敏活徹底を期すること殊に經濟部に在りては農業会其の他の産業団体を一元的に包括する様工夫すると共に此等団体の機能暢達に付充分なる意を効すこと

(4) 部制の設定に關しては別記附録四「役場部制実例」を参照すること

五 部落会町内会(以下単に部落会と称す)の法制化を機とし此際

之が運営の万全を期し其の健全なる発達に一段の努力を為すこと

(一) 部落会の区域及名称は甚だしく不適當なるものを除くの外原則として此際変更せざること

(二) 部落会の長は従来通り部落会の意嚮を徴し町村長に於て之を任命し真に部民の信望厚く国策に挺身し得る第一等の人材を挙ぐることに

(三) 部落会と同一区域の行政区は此際原則として之を廃止すること但し連合会の設置を必要とする町村に於ては其の連合会の区